

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開の留意事項

(文科省、長野県教育委員会のガイドラインをもとに作成)

### 1 保健管理等について

#### (1) 感染症対策について (生徒・教職員)

**以下の3つのポイントを常に考えながら教育活動を行う。**

「感染源を絶つこと」 「感染経路を絶つこと」 「抵抗力を高めること」

#### ①基本的な感染症対策の実施

##### 1) 「感染源を絶つこと」

#### ○検温等の健康確認

- ・ 登校前には、必ず自宅で検温する。

→ 発熱等の風邪症状がみられる、また、少しでも体調が悪い場合は登校を控えてください。

<発熱の基準>

【1】平熱より体温が高い、かつ、体調が優れない場合

【2】37.5℃以上、またはそれに近い発熱がある場合

- ・ 健康チェックカードに記入する。→ 毎朝ご家庭で行ってください

→ チェックカード項目の①～⑦に1つでも○がつく場合は登校を控えるようお願いいたします。

- ・ 登校後に体調が変化した場合などは、必ず検温を行う。

#### ○教員による活動中の健康観察とその対応

- ・ 朝の健康観察実施を徹底する。

(登校前に確認できなかった生徒については、保健室での検温及び風邪症状の有無を確認する。)

- ・ 健康チェックカードに体調不良を訴えている家族がいる旨の記載があった場合は、こまめに生徒本人の健康観察を行う。(生徒に発熱や咳などの症状がなければ生徒本人から他者に感染させるリスクは低いと考えられているので、登校して差し支えない。)
- ・ 登校後に体調が悪くなった生徒については、保護者に連絡して速やかに下校させる。  
なお、保護者が迎えに来るまでの間については、他の生徒等と接触しないよう別室で休養させる。

##### 2) 「感染経路を絶つこと」

#### ○学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ 石けん等による手洗いを励行する。(授業開始前、給食前等)

- ・ 咳エチケットを徹底する。→ ハンカチ、ティッシュ等は忘れずに持ってきてください。

#### ○校内の保健管理体制を整える

- ・ 学校医及び学校薬剤師等と連携し、環境衛生を保つ。
- ・ 教職員は、手袋やマスクを着用して校内の消毒等を実施する。
- ・ 手指のアルコール消毒は各教室と昇降口に設置しています。

##### 3) 「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

## ② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」という3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けるため、以下の3つの対策により、保健管理や環境衛生を良好に保つ取組を進めていくことが重要とされている。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（飛沫を室内から排除する）
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（接触を避ける）
- ③ 至近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（飛沫の吸い込み、接触を避ける）

学校においては以下のような対応を行う。

### 1) 換気の徹底 教室等のこまめな換気を実施する。

- ・原則として教室後部ドアを常時開放する。  
なお、可能であれば2方向の窓を同時に開けるよう努める。
- ・休憩時間ごとに各教室の窓、ドアを開けて換気を行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。

### 2) 密集しないための工夫

- ・集会等で並ぶ際は、学年を分散するなど両腕を広げて手がぶつからない程度の間隔をあける。

### 3) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

学校という教育現場においては、人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じると考えられることから、飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの要領でマスクを装着するなど指導を行う。

- ・可能な限り、常時マスクを着用してください。
- ・登下校でバスや電車を利用している生徒は、必ずマスクを着用してください。
- ・公共交通機関では感染リスクが高まるため、なるべく私語を慎むようにしてください。

## (2) 出席停止等の扱いについて

- ・生徒等の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止とする。 治癒するとは、医師による治癒証明書が提出されたことによる。
- ・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止とする。
- ・生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養するよう指導する。（出席停止と記録）

## (3) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒等について

- ① 登校の判断 <医療的ケアを必要とする生徒等（以下「医療的ケア児」という）> 呼吸器の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用するものも多く、重症化するリスクが高いため、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をする。
- ② 登校の判断にかかる欠席の扱い「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することができない事由により、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。
- ③ 学校教育活動における感染対策
  - ア 教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。
  - イ 校外活動等に際しては、共有の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

#### (4) 海外から帰国した生徒等の対応について

ア 「検疫強化対象地域」「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

イ その他の地域に滞在歴がある場合は、潜伏期間とされる2週間、厳重な健康観察と日常の感染予防対策を行ったうえで登校させる。

※検疫強化対象地域等は随時更新されるので最新の情報に留意する。

→国内でも、生徒本人、保護者、ご家族が感染が多く確認されている都市、地域に行った後は、厳重な健康観察と日常の感染予防対策を十分に行ってください。

## 2. 部活動について (当面は実施を見合わせます)

再開後は、以下の事項を徹底したうえで実施する。

### (1) 基本的事項

- ・ 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、活動を見合わせ、自宅で休養させる。

(健康チェックカード参考)

3つの条件が重ならないよう、以下を参考に実施内容や方法を工夫する。

- ① 体育館・音楽室・教室等の屋内で実施する際には、換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。
- ② 部室や更衣室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり、一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。
- ③ 合唱や吹奏楽では、密集をできるだけ避け、離れた場所でパート別に練習を行う等配慮する。
  - ・ 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共有はしない。
  - ・ 用具や器具等の使用前後に消毒を徹底する。
  - ・ 顧問は活動中も健康、安全を見守る。
  - ・ 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。

### (2) 対外練習試合・県内外遠征等について

- ・ 県内学校との練習試合や県内遠征等については、相手校の感染状況・感染対策等を確認した上で、両校の校長が判断して実施する。
- ・ 公共交通機関を利用して移動する場合は、マスクを着用の上、混雑する時間帯を避ける等の工夫をする。
- ・ マイクロバス等を利用して移動する場合は、マスクを着用の上、座席の間隔を空けること や、30分に1回換気をするなど、3つの条件が重ならないよう工夫する。

## 3. 給食について

- ・ 当面は弁当形式の給食になる予定です。
- ・ 対面での飲食を避ける。
- ・ 給食前の健康チェックを行う。
- ・ 手洗いを徹底する。(清潔な手指で食器及び食品を扱う)
- ・ 配膳時には清潔なエプロン・マスクを着用する。(当番の生徒、教職員)
- ・ 配膳台や机上の衛生管理を徹底する。

#### 4. 下校について

- ・ 帰りの会終了後は、速やかな下校になるようご協力をお願いします。

#### 5. 放課後学習・自習室・学童保育等について

- ・ 当面の間は放課後学習の実施を見合わせます。自習室と学童保育に関しては、16：30（土曜日12：30）に下校が困難な生徒に限り利用可能とします。（担任にご相談ください。）

#### 6. 新型コロナウイルスが発生した場合の対応について（昨年度通知の文書より）

（生徒・教職員が感染した場合）

1. 感染した生徒および教職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校・出勤していた場合には、学校保健安全法第20条に基づき、学校を臨時休業とします。臨時休業の期間については長野県私学振興課管轄の保健所等と協議し決定します。（概ね2週間程度）
2. 感染した生徒および教職員が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校・出勤していた場合には、現時点の知見の下では、臨時休業が必要とまでは言えない可能性もあります。このため、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別事案ごとに長野県私学振興課と十分協議の上、判断をします。

（生徒・教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合、および生徒・教職員の同居者が感染した場合）

3. 生徒・教職員本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合および生徒・教職員の同居者が感染した場合には、当該生徒・教職員に対し、学校保健安全法第19条に基づき、出席・出勤停止の措置を取ります。なお、この場合において、出席・出勤停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を想定しておりますが、長野県私学振興課、保健所等と協議の上、判断をします。

（発熱等の症状がある者の休養の指導の徹底について）

4. 感染拡大防止の観点から、各家庭で必ず健康状態の確認および検温を行い、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときには自宅で休養するように徹底をお願いいたします。同様に、教職員も出勤前の健康状態確認および検温を行い、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときには自宅で休養することを徹底します。この場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認められた日」として扱い、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

（臨時休業や出席停止を行う場合の配慮事項について）

5. 臨時休業や出席停止を行う場合においては、生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮をします。

今後も状況が変わることにより、予定を変更することがあることをご理解ください。